

技能実習生の報酬に関する説明書

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

1 技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名	ローマ字			
	漢字			
②技能実習生の職務内容や責任の程度				
③技能実習生の年齢、性別及び経験年数	(才)	(男 ・ 女)	(経験	年)
④技能実習生に対する報酬	月給	円 /	時間給	円
⑤第1号技能実習での報酬	月給	円 /	時間給	円
⑥第2号技能実習での報酬	月給	円 /	時間給	円
⑦その他				

(注意)

- ①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- ③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。
- ④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第2号技能実習又は第3号技能実習の場合、⑥は第3号技能実習の場合に記載すること。
- ⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2 同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度				
②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	(才)	(男 ・ 女)	(経験	年)
③比較対象となる日本人労働者の報酬	月給	円 /	時間給	円
④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由				
⑤その他				

(注意)

- ①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度		
②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数		(才) (男 ・ 女) (経 験 年)
③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬		月給 円 / 時間給 円
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金	規程の有無	有 ・ 無
	有の場合	賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由		
⑥その他		

(注意)

- ①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- 賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
- ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

